

平成 28 年 6 月 27 日

一般社団法人 日本民間放送連盟

新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等の整備に関する意見

- ① ワーキングチームで挙げられた 4 つのサービスは、いずれも、利用者側から具体的な立法事実について説明が尽くされておらず、現時点では、権利制限の必要性は認められないと考えます。
- ② 仮に権利制限を認める場合にあっては、国際的な条約の秩序に留意しつつ、「対象と認めるサービス」「権利制限で利用できる著作物等の範囲」「制限される利用行為の範囲」などをできる限り明確に定める「個別的権利制限規定」に拠るべきです。
- ③ “権利制限規定の柔軟性を高める”ことは、個別的権利制限の場合と比べて予見可能性が低いため、権利者、利用者ともに訴訟リスクをかかえることとなり、「著作物等の円滑な利用」とは矛盾をきたすと考えます。
- ④ 放送事業者は報道をはじめとする放送番組の制作にあたって、人権やプライバシーなどに特段の配慮を行っていますが、こうした編集の意図と離れて第三者によって利用されることは、報道利用に限定した取材が著しく困難となるおそれがあり、ひいては国民の「知る権利」を阻害しかねないことを懸念します。
- ⑤ 真の「知財立国」を目指すのであれば、既存の知的財産の利活用だけに着目するのではなく、権利者に対して相応の対価が還元され、新たな知的財産の創造につながる方策と併せて検討されるべきものと考えます。

以 上